

学校学生生徒旅客運賃割引証取扱要領

平成16年4月1日 制定
平成17年4月1日 一部改正
平成25年4月1日 一部改正
令和3年4月1日 一部改正

学校学生生徒旅客運賃割引証（以下「学割証」という。）の取扱については、旅客鉄道株式会社各社（以下「JR各社」という。）が定める「旅客営業規則」及び「学校及び救護施設指定取扱規則」の規定によるほか、本取扱要領に定めるところにより行うこととする。

1 制度の趣旨

学割証の制度は、学生生徒の修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的としたものである。

2 学割証の配付

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）は、JR各社が定める学割証の様式を、大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）並びに各都道府県及び構造改革特別区域法第12条第1項における認定を受けた各地方公共団体（以下「都道府県等」という。）に配付する。

- ② 都道府県等は、機構から配付された学割証の様式を、「学校及び救護施設指定取扱規則」第2条第1項第1号及び第3号に規定された指定学校のうち所管する学校に配付する。

3 使用目的の範囲

機構又は都道府県等から学割証の様式の配付を受けた学校は、制度の趣旨に鑑み、原則として次の目的をもって旅行をする必要があると認められる場合に限り、学生生徒に対して学割証を交付するものとする。

- (1) 休暇、所用による帰省
- (2) 実験実習並びに通信による教育を行う学校の面接授業及び試験などの正課の教育活動
- (3) 学校が認めた特別教育活動又は体育・文化に関する正課外の教育活動
- (4) 就職又は進学のための受験等
- (5) 学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加
- (6) 傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
- (7) 保護者の旅行への随行

4 学割証の配付枚数の算定

機構は、大学等又は都道府県等に配付する学割証様式の枚数を、大学等及び都道府県等における毎年5月1日から翌年4月30日までの学割証の使用見込枚数を基礎として算定するものとする。

5 学割証の使用に関する調査

大学等及び都道府県等は、4の学割証の配付枚数の算定に必要な資料とするため、学割証の使用状況及び使用見込みについて、学割証様式の新たな配付の必要の有無に係わらず、別に定める様式により、毎年10月31日までに機構担当課に報告しなければならない。

- ② 機構は、前項の報告をとりまとめるうえ、学割証様式の配付枚数をすみやかに文部科学省担当課に報告するものとする。

6 学割証の追加配付

大学等及び都道府県等は、機構から配付された学割証様式の数量に不足を生じた場合には、別に定める様式に所定の事項を記入して機構に提出することにより、追加配付を申請することができる。

学割証の取扱いに関するQ & A

令和4年2月
日本学生支援機構 学生生活部

(学割証の制度について)

Q 1 : 学割証とは？

A : 旅客鉄道株式会社（J R各社）が指定した学校の学生・生徒が、旅客鉄道株式会社（J R各社）の営業キロで片道100キロメートルを超える区間を乗車する際に、運賃が割引になる制度です。

Q 2 : 学割証はどういう場合に学生・生徒に発行できますか？

A : 学割証は学生・生徒の修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的として実施されている制度ですので、「学校学生生徒旅客運賃割引証取扱要領」（以下「取扱要領」といいます。）に定めるとおり、以下の目的をもって旅行する必要があると認められる場合に限り、発行することができます。

- (1) 休暇、所用による帰省
- (2) 実験実習並びに通信による教育を行う学校の面接授業及び試験などの正課の教育活動
- (3) 学校が認めた特別教育活動又は体育・文化に関する正課外教育活動
- (4) 就職又は進学のための受験等
- (5) 学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加
- (6) 傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
- (7) 保護者の旅行への随行

なお、通信教育学校用の使用目的についても、有効期間内（Q 7 参照）であれば一般学校用の学割証と同様の取扱いとなります。

Q 3 : 学割証の使用目的の「(7) 保護者の旅行への随行」における「保護者」とは誰のことですか？

A : ここでの「保護者」とは、広く学生・生徒の父母等を指しています。この際、学生・生徒が未成年であるかどうかを問うものではありません。

Q 4 : 学割証は旅客鉄道株式会社（J R各社）以外の鉄道会社等も対象になりますか？

A : 学割証は旅客鉄道株式会社（J R各社）が自社の利用に関して発行しているものですので、旅客鉄道株式会社（J R各社）のみが対象です。（他の鉄道会社等については、各社の営業規則によりますので、乗車券購入の前に各社の窓口へご確認ください。）

Q 5 : 学割証はJ Rバス各社の高速バスも対象になりますか？

A : 各社の営業規則によりますので、乗車券購入の前に各社の窓口へご確認ください。

Q 6 : 学割証で通学定期券を購入することはできますか？

A : 学割証は普通乗車券や通学用割引普通回数乗車券（放送大学の学生および通信教育を行う高等学校の生徒）を購入する際に利用するもので、通学定期乗車券の購入にはご利用いただけません。

Q 7 : 通信課程の学生は年間を通して学割証を使用できますか？

A : 学割証の裏面「使用上の注意」の（9）にあるとおり、通信課程の場合には面接授業又は試験期間の初日の10日前から終了日の5日後までが有効です。

(学割証の発行に際して)

Q 8 : 学割証を学生に発行する際に書き損じたり、あらかじめ代表者氏名や所在地等をゴム印で押していたが、代表者や所在地が変更になった場合は？

A : 発行者が記入する事項については、二重線で消し、発行者の職印を押して訂正することができます。どうしても困難な場合は、「廃紙」いただくこととなりますが、拾得・悪用されないよう十分ご配慮のうえ、破棄してください。

Q 9 : 前任者より「1人10枚までの制限がある」と引き継ぎました。発行枚数の制限はありますか？

A : 「1人10枚まで」等の枚数制限はありません。
ただし、枚数の制限はありませんが、学割証の発行は「取扱要領」の使用目的の範囲（Q 2 参照）に限られますので、使用目的を確認したうえで適正に発行してください。

Q 10 : 卒業する学生・生徒に対して学割証を発行できますか？

A : 卒業する学生・生徒に対しては、卒業式の日にかかわらず、貴校の学則に基づく学年の終期（学年の最後の

月の末日)までの使用に対して発行することは可能です。ただし、一般学校用の学割証については、この場合には有効期限が3ヶ月ではなく、学年の終期までになりますので発行時にはご注意ください。なお、学割証によって購入した割引普通乗車券を使用する場合は、身分を証明する学生証を携帯する必要があります。同様に、入学式前であっても、学年の始期以降であれば、学生証の携帯を条件に割引普通乗車券を使用することができます。

Q11：学割証の左上の「第 号」は何の番号ですか？

A：当該番号は「学割証発行台帳」に記入する通し番号です。

学割証は、「学校及び救護施設指定取扱規則」に基づき、各学校で作成する「学割証発行台帳」により、交付の状況を適切に管理してください。(発行台帳は発行年度ごとに整備し、発行年度の翌年度末まで保管してください。)

Q12：学割証の「学校種別又は指定番号」は何を記入するのですか？

A：一条校(学校教育法第一条に定められた学校)の一般課程におかれては、学校種別(「大学」「短期大学」等の設置者区分)をご記入ください。通信課程や、一条校に該当せず別途、旅客鉄道株式会社(JR各社)の指定を得た学校(専修学校等)におかれては、指定番号をご記入ください。

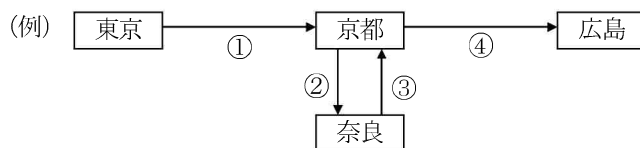
Q13：東京、広島間を往復する場合、学割証は2枚発行する必要がありますか？

A：学生・生徒が「往復乗車券」を購入する場合は、学割証は1枚で済みます。

Q14：学割証の「乗車券の種類」のうち、「連続」とは何ですか？

A：「連続乗車券」とは、区間の一部が重複する場合、または乗車区間が一周を超える場合等に片道乗車券を連続させた乗車券のことです。

例えば東京から広島に行く際に、奈良に寄る場合、京都～奈良間が重複するため、「東京～奈良」+「奈良～広島」という連続乗車券が発売され、有効期間や運賃はそれぞれの区間を片道乗車券で計算した期間や金額の合算となります。これにより、前述の場合でも学割証の発行は1枚で済みますので、不要な発行のないよう、適切にご指導ください。



Q15：学割証の下の方枠内は何を書くのですか？

A：旅客鉄道株式会社(JR各社)の記入欄ですので、何も書かないようにしてください。

Q16：研究生にも発行できますか？

A：学割証によって購入した割引普通乗車券を利用できる学生・生徒とは、旅客鉄道株式会社(JR各社)の指定学校の「通常教育課程を行う部科」に在籍し、教育を受けている方です。そのため、科目等履修生や研究生等の非正規生については、発行できません。

(その他、学割証の管理に際して)

Q17：就職活動等が例年より多く、6月頃の配付までに不足することが確実な場合はどうすればよろしいですか？

A：「学校学生生徒旅客運賃割引証(学割証)の使用に関する調書」をご提出いただく際に不足のないよう、精査いただくのが原則です。学割証は調書に基づき配付しておりますので、まず在庫を精査し、キャンパス間で融通する等、極力追加配付は避けるようにしてください。

ただし、どうしても困難な場合は追加配付を申請していただくことになりますので、機構窓口(高等学校の場合は都道府県教育委員会等、毎年の配付を受ける窓口)までご連絡ください。

以上から、調書の提出にあたっては使用状況等をよく検討いただき、来年度の参考に必ず調書の控えを保管し、引継ぎを行ってください。なお、同調書のご提出がない場合、追加配付はいたしません。

Q18：学割証の用紙には有効期限がありますか？残部は毎年廃棄するものですか？

A：未記入の学割証には有効期限はありません。年度を越えてご利用いただけますので、破棄しないようにしてください。